

資料7

平成26年10月7日

「休み方改革WG」座長 様

全国都市教育長協議会
会長 後藤 恒裕（山形市教育長）

「休み方改革」に係る教育的側面からの意見表明について

1 有給休暇を活用した秋の連休の大型化等の促進について

(1) 肯定的意見

- ① 大型連休を増やし、教職員のリフレッシュと旅行等による観光振興や地域の活性化へと繋ぎたい。二学期制の地区や学校では、秋（10月）に実施できる。
- ② 児童生徒の休業日とセットで考えるなら、教職員も有給休暇の取得が可能になる。学校現場と切り離される完全休暇の保障が必要である。
- ③ 教職員も保護者も抵抗なく有給休暇や時間休暇が取得できるような環境整備や制度改革、官民連携ができるなら地域の活性化につながる。
- ④ 観光庁の事業を受けて、「家族の時間づくりプロジェクト」に取り組んでいる。学校と企業の休みのマッチングを行い、暦にはない3連休以上の休みを創出し、学校においては家族団欒の時間の増加、企業においては有給休暇の取得率の向上とワークライフバランスの向上を狙いとする事業である。

(2) 否定的意見

- ① 教職員が勤務日に、病気や通院以外で有給休暇を取得することは極めて困難である。カバーできる教職員数の確保が課題である。
- ② 学級担任や教科担任は代替がきき難い。年齢や性別を問わず、職務内容、量ともほぼ同じであり、世代間で、働き方や休み方を工夫する余地がない。
- ③ 現行の学習指導要領のもとでは、授業日数、授業時間の確保上、秋の連休の大型化や休業日の増加は、教育課程編成上、無理がある。三学期制のもとでは特にそうである。
- ④ 週の中日に休日を設けること、2週間に1日の割合で休日を設けること、6月に祝日を設けること、等の方が現実的である。

2 ワークライフバランスの実現について

- (1) 代替教職員の確保、SCやSSWの配置、事務職員や養護教諭の複数配置、等々「チーム学校構想」の実現など、人的課題の解決が先決である。
- (2) 会社員、自営業、公務員（教職員）等々、業種や職種によって、様々な特性や課題があるが、歩調を合わせて休業日を設けることができれば実現は可能である。
- (3) 休暇を取得できる保護者と取得できない保護者の存在が児童生徒に与える影響についても考える必要がある。

（全国都市教育長協議会役員19都市の意見より取りまとめ）

休み方改革教育関係説明補助資料

20161007

(山形市の平成25年度実績)

- 1 学習指導要領に定められた、教科等の標準時数
 - (1) 小学校 ①850 ②910 ③945 ④～⑥980
6年生の標準時数980に対して最大値1029、最小値980
平均値が1006となる。
 - (2) 中学校学年共通1015
3年生：標準時数1015に対して最大値1078、最小値1030
平均値が1062となる。
②1076 (1030) 平均1060 ①1068 (1026) 平均1055
- 2 小中学校とも一日の授業時間を6時間とすると、3日休業すれば、18時間になる。
小学校の平均値1006から18を引くと988となる。
中学校の平均値1062から18を引くと1044となる。
- 3 小中学校とも3日18時間を減じて標準時数(980、1015)はクリアできるが、インフルエンザ休校や台風等の臨時休業を考えると、可能ではあるが、不安の残る数値である。
- 4 授業日数
 - (1) 小学校平均授業日数 206.3日
 - (2) 中学校平均授業日数 205.5日
 - (3) 年度末年度初め休業13日、夏季休業20日、年末年始休業7日
計約40日、土日祝日約120日 総計約160日
- 5 山形県のリフレッシュ特休とリフレッシュ年休について
 - (1) リフレッシュ特休：満30、40、50歳時に、各5日
 - (2) リフレッシュ年休：満35、43歳時に、各3日
：満47、53歳又は56歳時に各5日
 - (3) リフレッシュ特休取得率：小学校88%、中学校86%
リフレッシュ年休取得率：小学校42%、中学校54%
 - (4) 全教職員の平均年休取得日数：小学校9.44日、中学校7.43日
- 6 結論
 - (1) 総授業日数の調整で標準時数を確保すれば、数値的には実施可能である。
 - (2) 解決すべき課題
 - ①学校5日制と土曜学習(授業)及び教育(学制)改革等の行方
 - ②チーム学校構想の実現による有給休暇取得環境整備
 - ③実態の異なる各県、各市町村教育委員会及び各学校、保護者、地域の理解